

## 金融円滑化ホットラインに寄せられた情報の受付・活用状況について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を平成20年4月30日に開設しました。

今般、令和3年4月1日から同年6月30日までに本ホットラインに寄せられた情報の受付状況及び受け付けた情報の活用状況を以下のとおり、とりまとめましたので公表します。

## 1. 受付状況

令和3年4月1日から同年6月30日までに本ホットラインに寄せられた情報は1件となっています。

## 【参考】これまでの四半期毎の受付件数の推移

区 分	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年
第1四半期	10	5	7	4	10	12	3	15	7	5	1
第2四半期	7	5	7	6	4	11	14	12	7	4	1
第3四半期	7	4	7	5	6	21	8	4	7	0	
第4四半期	7	7	8	5	7	13	11	7	6	2	

※「金融円滑化ホットライン」開設日は、平成20年4月30日

## 2. 活用状況

本ホットラインに寄せられた情報については、検査・監督部門の金融モニタリングにおいて、以下の方法により活用しています。

- 受け付けた情報のうち、情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意している情報を基に、事実確認等のヒアリングを実施しています。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、これらの結果、必要があると認められる場合には、銀行法第24条等に基づき、報告を徴求することとしています。